



平成 27 年 5 月 21 日

岸和田市長 信貴 芳則 様

岸和田市国民健康保険運営協議会

会 長 石 田 信 博



国民健康保険料賦課限度額の改定について（答申）

平成 27 年 5 月 21 日付け、岸市国第 193 号で貴職から諮問のあり  
ました標記のことについて慎重に審議を行った結果、別添のとおり  
答申します。



## 答申書

保険料の賦課限度額は、中間所得者層の負担軽減を図る観点から、本市がこれまで上限と定めてきた73万円から、政令により定められた85万円への引き上げが必要であると考えます。

しかしながら、平成28年度において12万円の引き上げを行うについては影響が大きいと見られ、平成28年度から3箇年で乖離額の解消を図ることが望ましい。

平成28年度は基礎賦課限度額を50万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を15万円に、介護納付金賦課限度額を12万円に引き上げ、あわせて77万円とされたい。

平成29年度においては、基礎賦課限度額を51万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を16万円に、介護納付金賦課限度額を14万円に引き上げ、あわせて81万円とされたい。

平成30年度においては、基礎賦課限度額を52万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を17万円に、介護納付金賦課限度額を16万円に引き上げ、あわせて85万円とされたい。

以上